

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市に所在するB会社（以下「事業場」という。）にパートタイム労働者として雇用され、主として惣菜パンの加工作業に従事していたが、平成〇年〇月末頃に右腕が上がらない状態になり、勤務は続けたものの痛みがひどくなったため、同年〇月〇日C病院に受診したところ、「右肩関節周囲炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、初診から平成〇年〇月までの診療費については健康保険を使用したものの、同年〇月分からは、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、過重な業務を継続的に行ったことにより本件疾病を発症したとする主張に加え、補充意見書及び本件公開審理において、平成〇年〇月〇日に業務量が急に増えたため、本件疾病を発症したことを追加主張している。

(2) ところで、旧労働省（現厚生労働省）労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。その要旨は、決定書別紙のとおりである。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき、本件について検討する。

ア まず、提出された資料によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日以降、本件疾病が発症したとされる平成〇年〇月〇日までの約12か月の間、ベルトコンベア上を流れてくる各種パンのカット、クリーム等の充填、総菜等のトッピングの作業に従事していたことが認められることから、請求人は、認定基準に定める「上肢に負担のかかる作業（上肢の反復動作の多い作業）」に相当期間従事していたものと認められる。

イ 次に、請求人の発症直前の3か月間の業務についてみると、事業場全体の製品の受注総数、請求人の労働時間のいずれをみても、それ以前と比較して、作業量が増加しているとは認められない。

ウ 請求人は、平成〇年〇月〇日午前7時30分頃、ベルトコンベアに供給されるパンの量が普段の2倍くらいに増えたため、パンのカット作業中に右肩を捻ったと述べている。

しかし、請求人の労働時間集計表によれば、当日の作業終了時間は、午前8時4分であり、請求人の主張どおり、処理するパンの量が増加し、作業が

忙しくなったとしても、30分程度の間だけであり、また、労働時間集計表により過去3か月の業務量をみても、認定基準に定める「過重な業務」の要件である「1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの」、「1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの」のいずれにも該当する事実は認められない。

エ さらに、D医師は、その意見書において、「右肩周囲炎は、上肢を過度に使用した結果に発症するものとは考えにくく、個体要因によるものが有力な発症原因であると思われる。」と述べ、請求人の主治医であるE医師も意見書において、請求人の本件疾病と業務との関連性について、「関連はあるともないともいえない」と述べ、関連性を肯定していない。したがって、本件については、認定基準の「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なもの」と認められることとの認定要件を満たすとはいえない。

オ 以上のことから、請求人の本件疾病発症前の業務の過重性については、認定基準に定める認定要件を満たすものとは認められないと判断する。

(3) 次に、請求代理人は、意見書において、「これまで、審査請求人の疾病が『右肩関節周囲炎』であるとのことで、労災申請をしてきたのであるが、この度、疾病名が『右肩腱板断裂』であることが明らか」となったと主張している。

(4) 上記の主張に関連して、F医師は、その鑑定意見書において、「平成〇年〇月〇日撮像のMRI画像によると、右肩腱板の連続性は、保たれており、断裂の所見は認めない。」と意見しているところであり、平成〇年〇月〇日時点では右肩腱板断裂の所見は認められない。また、請求人によれば、平成〇年〇月〇日にG医師により「右肩腱板断裂」と診断されたとしている。そうすると、請求人の右肩腱板断裂は、少なくとも平成〇年〇月〇日以降平成〇年〇月〇日までの間のいずれかの時期に発症したものと推定されるものの、平成〇年〇月〇日に業務量が急に増えたため発症したと主張する本件疾病との相当因果関係は希薄であると言わざるを得ない。

(5) なお、日本整形外科学会によれば、肩の腱板断裂については、40歳以上で、右肩に好発するとされ、明らかな外傷に起因するケースは半数に過ぎず、残りの半数は、はっきりした原因がなく、日常生活の動作中に発症するとされている。

るところであって、そのような場合には、加齢による変性が基盤にあることが多いと考えられているところ、請求人の主治医であるE医師も、その意見書において、「MR上腱板変性あり」と述べていることや請求人の年齢を考慮すると、請求人の腱板断裂の発症は、主に加齢に伴う腱板の変性に起因するものと考えるのが妥当である。

(6) 以上のとおり、請求人の本件疾病及び後に新たに主張する「右肩腱板断裂」のいずれについても請求人が従事していた業務との間に相当因果関係があるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人が主張するいずれの疾病も業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。